

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内3事業体から、新規就業者対策として、FW1年目研修に4名、FW2年目研修に3名、FW3年目研修に2名が参加し、現在研修中である。当センターは集合研修業務、監督・検査業務を担当している。

森林施業プランナーの誕生

当センターでは、県下の林業事業者が素材生産を効率的に行える人材を緊急に育成するため、県の補助を受けて森林施業プランナー育成研修を行った。平成26年の森林施業プランナー認定試験一次試験では16名が合格し、うち14名が2次試験に挑戦、全員見事合格し、県内初の認定プランナーが誕生した。

今後はさらなる認定プランナーの誕生と、認定プランナーによる施業集約化及び低コスト林業の確立につながることを期待したい。

『森林の仕事ガイダンス2015』に参加

「森林の仕事ガイダンス」は新たな林業の担い手の確保と育成を目的に開催されるもので、平成27年1月17日(土)名古屋、同1月24日(土)大阪、同1月31日(土)東京において開催され、このうち大阪会場及び東京会場に当センター職員と県森林組合連合会の職員が参加し、香川県での林業の仕事や就労について多くの相談を受けた。

大阪会場は、天満橋の大阪OMMビルで開催され、会場全体で655名の来場者があり、香川県ブースにも20名の相談者があった。

また、東京会場は有楽町の東京国際フォーラムで開催され、会場全体で1,141名の来場者があり、香川県ブースには24名の相談者があった。

一時は高齢化率の上昇が問題となっていた林業界だが、ここ数年は緑の雇用事業などの成果や環境保護機運の高まりとともに若年層の就業率が増加しており、両会場とも林業に関心を持つ方々で埋まり、森林の仕事に対する人々のパワーがみなぎる一日となった。

ガイダンス東京



ガイダンス大阪



林業就業支援講習

受講料
無料

林業への就業を目指す「もり森林男子」「もり森林女子」!

林業就業支援講習は、厚生労働省委託事業として全国森林組合連合会が各都道府県に実施。林業への就職を希望する原則45歳未満の方を対象に、就職に必要な知識の習得や資格(チェーンソー・刈払機)取得で林業への円滑な就職を支援します。

講習期間 平成27年9月1日(火)~16日(水)までの土日を除く12日間
講習場所 高松市ほか県内現地
募集締切 平成27年8月21日(金)
募集定員 10名(先着順)

お問合せ 一般財団法人 香川県森林林業協会
 (香川県林業労働力確保支援センター)
 TEL:087-861-4353
 URL:http://www.ka-forestry.or.jp

必ずチェック最低賃金!使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● **地域別最低賃金** 香川県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	702円	平成26年10月1日

● **特定最低賃金(産業別最低賃金)** 次の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	748円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成26年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	836円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成26年12月25日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	844円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成26年12月19日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・ 磁気テープ製造業、電池製造業、 その他の電気機械器具製造業を除く)	790円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型電力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	平成26年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
 ○最低賃金には、随時に支払われる賃金(結婚手当等)・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

● 香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

● 労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196
 観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137